

○財務省告示第三百六十三号

省令第三十号（第七条第三項の規定に基づき、平成十九年九月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行行	償還期限
割引短期国庫債券（第四百二十五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための	額面金額で二兆七百七十七億千	万円	振替法の規定による振替口座簿	平成十九年九月二十日	平成二十年九月二十二日

ただし、償還期が銀行休業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
十 銀 金 金 を と
九 行 額 支 き は
年 百 円 に う、そ
九 円 につき 其の
月 百 円 翌
二 日 営
十 業
日 日
に